

DMAT登録隊員会議要綱

(目的)

第1条 災害急性期において迅速かつ適切に医療救護活動ができるよう市立函館病院に災害派遣医療チーム(DMAT)を組織し、隊員間の情報共有および資質向上を目的にDMAT登録隊員会議(以下「会議」という。)を防火・防災管理委員会の下部組織として設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、以下に掲げる事項を所掌する。

- (1) 災害派遣時の派遣および受け入れ体制に関する事。
- (2) 隊員の資質向上に関する事。
- (3) その他DMATの運用に関する事。

(組織)

第3条 会議は、議長、副議長、DMAT登録隊員および議長の指名する職員をもって組織する。

2 議長は、防火・防災管理委員会の委員長が指名するものとし、副議長は、議長が指名する。

(職務)

第4条 議長は、会議を代表し、会務を総理する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その責務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集する。

2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。

3 会議の議事は、最終的に上位組織の防火・防災管理委員会に報告され、内

容について審議される。

- 4 会議は、年2回開催する。なお、議長が必要と認める場合は、臨時に開催することができる。

(運営)

第6条 会議の庶務は、救命救急センター管理係において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、議長が会議に諮って定めるが、最終的に防火・防災管理委員会の承認を必要とする。

附則

- 1 この要綱は、平成29年5月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。